

岩手県企業局管理規程第6号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県企業局長 石田知子

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の作成)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>かし担保</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、<u>履行の追完、代金の減額及び契約の解除</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。